

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会  
第4回会議（平成22年5月11日開催）議事要旨

1 議題

委員の発表等

2 議事概要

(1) 委員の発表等

2名の委員が、それぞれ知見の発表を行い、それを受けての質疑・討議を行った。発表の要旨、主な質問・意見等については、以下のとおり。

ア C委員の発表要旨

子どもの被害者・目撃者への司法面接

幼児・児童の目撃・被害供述は、周囲の人間が繰り返し質問する過程で供述が誘導されてしまうことがあり、裁判においてその信用性が否定されることがある。このため、英国等においては、早期に、自由報告を重視した面接を1度行い、これをビデオ録画する面接法が用いられている。

一般的に、この面接法は、導入部分で、録画の機材についての紹介や「分からないときは、分からないと言ってください。」といったグラウンドルールについての説明を行う。その後、ラポール（話しやすい関係）を構築するなどした上、被面接者から自由報告を求め、質問を行うといった流れとなる。最後は中立的な話題で面接を締めくくる。

被疑者取調べ

英国においては、被疑者取調べの録音がなされている。また、これまでの諸外国等における研究によれば、取調べにおいて自白をするのは、取調べ官が被疑者に対する共感的な理解を示した時等であるとされている。他方、少年の被疑者が「後から考えると言いたいことも言えなくて残念であった。」と振り返った取調べにおいて、取調べ官が取調べ中に不機嫌になったり、少年が圧力と感じるような発言がなされた事例があった。

録音・録画の功罪

取調べの録音・録画の功罪を考えると、「功」としては、取調べの正確な記録が残せること、より適切な面接への動機付けがなされること、取調

べの回数が減らせること、事後の分析・検証ができることがある。

「罪」としては、前回会議でB委員が指摘した、取調べ官との信頼関係が損なわれる、カメラがあることによる心理的影響、（被疑者における）取り調べられている姿を他者に見られたくないとの意識、関係者のプライバシーを侵害する、被疑者の身の安全を保護する必要がある等の問題が考えられる。関係者のプライバシーの侵害や被疑者の身の安全の保護は、特別な措置を設けるなど、今後、よく考えていかなければならない問題であるが、その他については、あらかじめ、被面接者に面接のルールをしっかりと説明しておくなどすれば、対応可能だと思う。

## イ D委員の発表要旨

### 我が国のえん罪の状況と取調べ

取調べの録音・録画が議論される契機として大きなものは、えん罪の発生とそれをいかに防止するかである。「疑わしきは捜査も取調べもしない」とすれば、捜査や取調べによるえん罪はなくなるかもしれないが、捜査を含めた刑事司法の目的はえん罪をなくすことだけではなく、犯罪の真相を明らかにし、罰すべきものは罰し、無罪とすべき者は無罪とすることである。取調べを重視し、全体として精密司法に徹してきた我が国の刑事司法制度下におけるえん罪の発生は、英米よりもかなり少ない。えん罪の原因を取調べの在り方のみには帰するのは不公平である。

### 取調べの重要性とえん罪の防止等

我が国の捜査の現状として、取調べの非公開・密行性が、犯罪捜査における真相究明に重要な役割を果たしている。虚偽自白があり得るからといって、全体としての治安状況が良く、えん罪や誤判が必ずしも多いとは言えない我が国の刑事司法の中で、その役割を否定してしまうことが適切かどうか、大多数の善良な国民にとって良いことなのかどうか、よく検討する必要がある。

取調べの役割を否定せずとも、虚偽自白を排除する方法はいろいろあり、実際、機能してきた（接見交通の拡大、被疑者弁護制度の充実、三審制、再審制度等）。刑事司法の入口の段階である捜査又は被疑者の取調べの段階で規制を強めすぎることは、真相解明にとって弊害が大きすぎるの

ではないか。

弁護人の接見状況の録音・録画の実施について検討してはどうか。捜査機関での供述状況と照らし合わせることにより、供述の信用性の吟味が可能となるのではないか。

#### DNA型データベースの充実と活用等

指紋やDNA型データベースの充実と活用を更に図るべき。これらの活用については、人間の尊厳を冒すのではないかといった批判がなかったわけではないが、我が国及び諸外国の運用実績からすれば、そうした批判にはほとんど根拠がないことが実証されていると言ってよい。

また、スプリングエイトをはじめとする微細物分析技術、死因究明のための人材や機器等、その他の科学技術の積極的な活用を図るべきである。

#### 黙秘権の在り方についての見直し

現在英国では、黙秘権を制限する仕組みが導入されている。我が国においても、黙秘権の持つ意味や、そのプラスやマイナスの影響について議論すべきである。

#### 通信傍受等に対する正当な評価と適正な活用

諸外国に比し、我が国の通信傍受の件数は極めて少ない。これは、我が国の通信傍受法の要件が厳しすぎることに起因しているように思うが、このような状況でよいのか。

### ウ 発表に対する主な質問・意見等

#### (ア) C委員の発表に対する質問・意見等

いわゆる司法面接については、被疑者の取調べとは異なると考えるが、被疑者の取調べについての研究はないのか。

( C委員が「被疑者の取調べについては、欧米や日本の科学警察研究所の研究等、(録画された被疑者取調べについては、)英国の研究がある。」旨回答。 )

英国における被疑者の取調べに関しても説明があったが、英国の「取調べ」は(我が国と同様の)取調べではなく、インタビューに過ぎない。

C委員は、「被疑者の取調べの録音・録画で生じる問題点については、対応可能だと考える」とのことだが、どうして対応可能なのか。

( C委員が「諸外国の例や科警研の研究によると、被疑者と取調べ官の信頼関係を構築することが重要であるとされているが、私は、信頼関係の構築はカメラがあっても可能と考える。私の研究対象は被害者や目撃者であるが、この場合、カメラの役割や記録の意味等についてあらかじめよく説明すると、多くの人が、やがてはカメラを忘れて真剣に話してくれるようになる。」旨回答。)

C委員の発表は、被害者に関する研究が中心になっているが、「被害者のヒアリングの際にカメラがあって成功したので被疑者のときにも成功するだろう」というのは次元の違う問題である。被害者と被疑者の違いをよく研究した上で判断しなくてはならない。

( C委員が「重要な指摘であるが、録音・録画すると、取調状況の正確な記録ができ、しかもそれを検証できる。どのような取調べが被疑者を自白させたのかについて正確に確認できる。」旨回答。)

( 上記質問者に対し、別の委員から「供述が出るまでの過程はブラックボックスでよいかのようにも聞こえたが、そういう趣旨の質問か。」との問いがあり、上記質問者から、「そうではない。必要に応じて、取調べ経過あるいは自白経過はすべて公判で立証できなければいけない。しかし、立証方法は個別の案件に応じて、その主任検事の責任において考えるべき。」との回答がなされた。)

C委員の発表は、研究者の立場としては良いことだと思うが、生の事件は、カメラで撮ったために否認された、起訴できなかったというのでは済まされないのではないか。

( C委員が「問題があるからやらないというのは、せっかくこのような技術や、可視化を検討する場があるのにもったいないのではないか。英国等のように、実際の事件で検証すれば、警察官のスキルアップにもつながるのではないか。」旨回答。)

C委員は、「被疑者が取調べの姿を他の人に見られたくないこと」について対応可能というが、それは、「惨めな取調べを受けている状況を見られたくない」のではなくて、「自分のやった惨めなことを自白するところは見られたくない」ということである。

( C委員が「供述調書には、惨めなことをやっている状況が残るた

め、録音であっても紙であっても同じことではないか。」旨回答。)

C委員の発表を「被疑者と被害者は違う」と切り捨てると何も残らない。子供であるからこそ、誘導の問題がよく出ており、そういう観点からも可視化の問題を検討してみる必要があるのではないか。

従来取調べ官が密室で長時間かけて形成すると言っている「信頼関係」とC委員の言われる「ラポール」とは相当違うのではないか。

被疑者の取調べにおける、「ラポールの構築」というものはいかなるものかを、我々はもう少し詳しく知る必要があるのではないか。

(イ) D委員の発表に対する質問・意見等

D委員は、インボー氏の著作である「自白」から引用し、取調べには、非公開・密行性が重要だという指摘をされているが、そのことから、取調べの全過程の可視化はすべきではないとの結論なのか。

( D委員が「取調べの全過程の録音・録画はすべきでないと考えている。」旨回答。 )

D委員は、発表の中で、「我が国の刑事司法制度の下におけるえん罪の発生は英米よりも少なかったのは客観的事実である」旨話されているが、これは何か客観的、明確な根拠はあるのか。

( D委員が「日本における再審無罪事件数や、米国における有罪確定後の無罪数等を比べれば、日本が圧倒的に少なく、これは、客観的事実と言っていいと思う。」旨回答。 )

( 質問者から「あくまでも統計資料に基づくもの。」との発言があり、これに対して他の委員から「過去に米国の陪審制について研究したが、米国のほうが圧倒的にえん罪は発生している。」旨発言。 )

(2) ヒアリングの対象者等について

各委員が提案したヒアリングの対象者について検討し、今後、聴取すべき事項について検討した上、ヒアリングを実施することとなった。

3 その他(次回会議の日程等)

次回会議は、6月11日(金)に開催予定。

なお、次回会議では、これまでの議論の整理等を行うこととなった。

